

令和元年度特定調達品目検討会開催要領

1 目的

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 6 条に基づき、国は、特定調達品目（国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）及びその判断の基準等の事項について環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定めることとされている。特定調達品目及びその判断の基準等については、環境物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしており、その検討に当たり、専門的立場からの助言を求めるため、特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- ① 特定調達品目及びその判断の基準等の検討
- ② その他グリーン購入法に基づく、国等による環境物品等の調達の推進に必要となる事項

3 組織等

- ① 検討会は、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、総合環境政策統括官が委嘱する者をもって構成する。
- ② 検討会に座長を置き、検討員の互選によってこれを定める。
- ③ 座長は検討会の議事運営にあたる。
- ④ 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。
- ⑤ 検討会において特別な事項について検討する必要がある場合には、必要に応じて検討会の下に専門委員会等を置くことができるものとする。また、検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。
- ⑥ 検討会を円滑に運営するため、検討会の事務は環境省大臣官房環境経済課において処理する。この場合、当該事務を担当する幹事、書記及び調査員をおくこととし、別途総合環境政策統括官が指名するものとする。
- ⑦ その他、上記により難い事由が生じた場合は、環境省大臣官房環境経済課が座長に案を諮った上で決定する。

4 期間

委嘱の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

5 会議結果の公開等

会議資料及び議事要旨については、原則公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、非公開とする。議事要旨調整に当たっては、当該出席検討員の了承を得たものとする。なお、公開は、環境省のホームページへの掲載により行うものとする。

専門委員会に関する会議資料等の公開等については、検討会に準ずる。